

各私立学校設置者 殿

山形県総務部高等教育政策・学事文書課長

認可又は届出前の広報活動及び生徒募集活動について（通知）

このことについて、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

記

1 広報活動について

- (1) 県私立学校審議会ではいわゆる2段階審査を実施する場合、同審議会では事業計画が了承されるまでは、広報活動を行わないこと。
- (2) 同審議会では事業計画が了承された後に広報活動は可能であるが、認可に関する事項を掲載する書類やホームページの画面には、認可申請書提出までは「認可申請予定」（認可申請書提出後は「認可申請中」）であること及び「事業計画は予定であり、内容に変更があり得る」ことを大きく明確に記載すること。なお、動画での広報を行う場合は、上記の内容を常時明示しておくなど明確に伝わるようにすること。
- (3) 広報活動は、学校設置者の責任において実施すること。
- (4) 広報活動の内容は、事実に基づいたものであり、事業計画書及び認可申請書との整合性が保たれるようにすること。

2 生徒募集活動について

認可申請書の提出までは、出願受付をしないこと。また、認可までは、正式な合格者は出さず、合格通知等は仮のものとする。

3 その他

- (1) 名称の変更、学則の変更、学科設置に係る学則の変更（専修学校のみ）等の届出が必要な場合の広報活動及び生徒募集活動については、当該届出を行った後に実施すること。
- (2) 上記1、2及び3（1）の取扱いにより難しい場合は、別途、県に協議すること。